

正

様式コード

2 2:2:1

事務局長	事務局次長	部長(代)	課長(代)	係長	係

令和 年 月 日 提出

健康保険 被保険者報酬月額変更届

受付日付印

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -	事業所 記号					
	事業所名称			社会保険労務士記載欄 氏名等				
	事業主氏名							
	電話番号	()						

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額		⑪ 備考
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		報酬月額		⑭ 総計			⑯ 修正平均額		
	⑨ 給与支払額	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額			決定後の標準報酬月額		
1	①		②		③		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			⑯ 修正平均額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑮ 平均額		⑯ 修正平均額			健保の決定	厚年の決定	
	月	日	円	円	円	円	円	円		円	円	
2	①		②		③		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			⑯ 修正平均額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑮ 平均額		⑯ 修正平均額			健保の決定	厚年の決定	
	月	日	円	円	円	円	円	円		円	円	
3	①		②		③		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			⑯ 修正平均額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑮ 平均額		⑯ 修正平均額			健保の決定	厚年の決定	
	月	日	円	円	円	円	円	円		円	円	
4	①		②		③		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			⑯ 修正平均額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑮ 平均額		⑯ 修正平均額			健保の決定	厚年の決定	
	月	日	円	円	円	円	円	円		円	円	
5	①		②		③		④ 改定年月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			⑯ 修正平均額		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑮ 平均額		⑯ 修正平均額			健保の決定	厚年の決定	
	月	日	円	円	円	円	円	円		円	円	

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

(15)

副

被保険者報酬月額変更届にもとづき、
下記のとおり標準報酬が決定されましたので通知します。

様式コード

2 2 : 2 : 1

令和 年 月 日 東京都自動車整備健康保険組合理事長

令和 年 月 日 提出

健康保険 被保険者報酬改定通知書

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -	事業所記号				
	事業所名称						
	事業主氏名						
	電話番号	()					

1. この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁判があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。
(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)
なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

2. この通知を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知してください。

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 備考
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		
	⑨ 給与支給額		⑩ 給与計算の基礎日数		報酬月額		⑭ 総計		
					⑬ 合計(⑪+⑫)		⑮ 平均額		
						⑯ 修正平均額		決定後の標準報酬月額	
1	①		②		③		④改定年月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額 健 千円 厚 千円		⑥従前の改定月 年 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給 月		⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円		⑭総計 円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
2	①		②		③		④改定年月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額 健 千円 厚 千円		⑥従前の改定月 年 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給 月		⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円		⑭総計 円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
3	①		②		③		④改定年月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額 健 千円 厚 千円		⑥従前の改定月 年 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給 月		⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円		⑭総計 円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
4	①		②		③		④改定年月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額 健 千円 厚 千円		⑥従前の改定月 年 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給 月		⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円		⑭総計 円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
5	①		②		③		④改定年月		⑪ 1. 二以上勤務 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. 昇給・降給の理由 () 4. その他 ()
	⑤従前の標準報酬月額 健 千円 厚 千円		⑥従前の改定月 年 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 月 2. 降給 月		⑧遡及支払額 月 円		
	⑨支給月 月	⑩日数 日	⑪通貨 円	⑫現物 円	⑬合計(⑪+⑫) 円		⑭総計 円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

この届書は、**固定的賃金の変動により、報酬に大幅な変動があった場合**にご提出いただくものです。

・月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。

- 昇給・降給等により**固定的賃金**に変動があった場合(日給から月給など賃金体系の変更の場合を含む)
- 固定的賃金に変動があった月以降3カ月すべての「**⑩給与計算の基礎日数**」が17日以上ある場合(特定適用事業所等における「**短時間労働者**」の場合は11日以上)
- 改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合

記入方法

提出者記入欄 : 事業所記号は下図を参照し、新規適用時に付された記号を記入してください。

事業所 記号	1	2	3	4
-----------	---	---	---	---

- ①被保険者番号 : 資格取得時に払い出された被保険者番号を、必ず記入してください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。
【元号】 5. 昭和 7. 平成
【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月を記入してください。変動後の賃金を支払った月から4カ月目となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。
- ⑥従前の改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月を記入してください。
- ⑦昇(降)給 : 昇給または降給のあった支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧遡及支払額 : 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。
- ⑨給与支給月 : 固定的賃金の変動が反映した月から3カ月を記入してください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。
- ⑭総計 : 3カ月間の「⑬合計」を総計してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。
- ⑯修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。
- ⑰備考 : 「1. 二以上勤務」は、2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「2. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「3. 昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由を記入してください。
以下に該当する場合は、「4. その他」を○で囲み、()内にその内容を記入してください。
・月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合⇒(例: 10月に短時間労働者へ区分変更の場合、「10/1～短時間労働者」と記入)

添付書類

- ・賃金台帳のコピー(降給のあった支払月の前月以降の4カ月分)
※被保険者が役員の場合、次のいずれかの添付書類が必要となります。
株主総会・取締役会等の議事録/報酬決定通知書/役員間の報酬協議書/債権放棄を証明する書類 等のコピー

注意事項

- ・**固定的賃金**とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
残業手当等は**非固定的賃金**のため、時間の増減に伴う残業手当の変動のみでは月額変更の対象とはなりません。
- ・改定前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じる場合でも、固定的賃金が上がったが残業手当等の**非固定的賃金**の減少により2等級以上下がった場合、固定的賃金は下がったが**非固定的賃金**の増加により2等級以上上がった場合等は、月額変更の対象とはなりません。
- ・「**短時間労働者**」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時101人以上(令和6年10月からは51人以上)の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。